

# 戸籍謄抄本等郵送請求書 (法人代理請求用)

山口市長 殿

令和 年 月 日

請求者 (代理人)	法人名 (支店等の場合は支店名も) 所在地 代表者氏名 (支店等の場合は支店長名も)		印
	所在地 担当部署 電話番号 担当者 住所 氏名		

証明が必要な人	ふりがな 氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生
	本籍	山口市
	ふりがな 筆頭者	
	必要なものにチェック <checkbox>を入れてください ※本籍と筆頭者が明記されない場合、発行することができません。</checkbox>	
<input type="checkbox"/> 戸籍(謄本・抄本) <input type="checkbox"/> 除籍(謄本・抄本)・改製原戸籍(謄本・抄本) <input type="checkbox"/> その他[ <input type="checkbox"/> 戸籍の附票    ( <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人名簿登録地 )		
※附票の記載について、チェックがなければ省略となります。		
必要な戸籍事項や住所等、確認したい項目についてご記入ください		
請求の理由 (戸籍謄抄本等を、どのように利用されるか、具体的にご記入ください。 (国や地方公共団体の機関等に提出される場合は、提出先もご記入ください。)		

## ■添付書類

- ①担当者の社員証(名札・名刺は不可)のコピー、在籍証明書等、法人に所属していることが確認できるもの
- ②担当者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)のコピー  
※マイナンバー「通知カード」は本人確認書類としてお取扱いできません。
- ③法人の代表者及び所在地が確認できる書類

→ 代表者事項証明書、履歴全部事項証明書等【発行日から3ヶ月以内の原本】

(・上記書類の原本還付を請求される場合は、原本と併せて、その謄本が必要。)

(・戸籍の附票のみを請求される場合に限り、上記書類は原本をコピーしたものでも可。)

- ④手数料(発行日から6ヶ月以内の「定額小為替」を、何も記入しないで同封してください。)

- ⑤返信用封筒(切手を貼付してください。)

- ⑥「委任状」または「法定代理人であることを証する書類」

本人確認書類 免 MNカ健保(資)
権限確認書類 委社証在籍証明 その他( )

## ■「委任状」または「法定代理人であることを証する書類」

- ・委任状…依頼者本人が、必要事項を全て記入し、押印したもの。

(必要事項が事前に印刷されたものに、依頼者本人が署名・押印したものも可。)

- ・法定代理人であることを証する書類…成年後見登記事項証明書など成年後見の登記事項を確認できる書類【発行日から3ヶ月以内の原本】

(原本還付を請求される場合は、原本と併せて、その謄本が必要。)

## ■手数料（定額小為替）

戸籍謄本・抄本……………450円

除籍謄本・抄本……………750円

改製原戸籍謄本・抄本……………750円

戸籍の附票……………200円

## ■郵送請求先

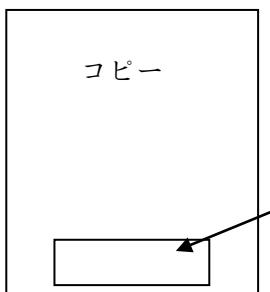
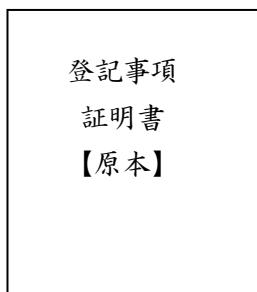
〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所 戸籍住民課 宛

\* 詳しくはお問い合わせください。 山口市役所 戸籍住民課 TEL083-934-2769

### 《原本還付請求について》(参考) 戸籍法施行規則第11条の5

原本のコピーに、以下の4つの必要事項を記入してください。

- ①認証文「この写しは、原本と相違ないことを証明する。」
- ②証明年月日（謄本の作成年月日）
- ③法人名
- ④法人代表者名または職員名



この写しは、原本と相違ないことを証明する。  
令和〇〇年〇〇月〇〇日  
法人名  
山口 太郎

作成した謄本は原本と一緒に提出してください。

審査の後、原本のみを戸籍等交付時にお返しいたします。